公告

島根県障害者ピアサポート研修に係る委託業務の事業者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

　　令和６年４月２日

島根県知事　丸　山　達　也

１　提案競技に付する事項

⑴　業務名

島根県障害者ピアサポート研修事業委託業務

⑵　業務内容

島根県障害者ピアサポート研修事業の実施に係る業務

⑶　仕様等

島根県障害者ピアサポート研修に係る委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）

⑷　委託期間

契約締結の日から令和７年３月31日まで

⑸　提案価格の上限額

　　　1,988千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

　　　この金額には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、島根県との打ち合わせに要する費用も含む。

２　提案競技参加資格に関する事項

　　提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たす者とする。

　⑴　法人であること。

　⑵　島根県内に事業所を有していること。

　⑶　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

　⑷　地方自治法施行令第167条の４第２項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後３年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

　⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

　⑹　島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

　⑺　消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

　⑻　島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技に係る書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

　⑼　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

　⑽　過去５年以内に、種類をほぼ同じくする研修の実績がある者であること。

３　提案競技に係る質問書

　⑴　質問は期限までに質問書（様式４）を作成しＦＡＸ又は電子メールにより提出すること。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

　⑵　送付先

ＦＡＸ　0852－22－6687

電子メール　syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp

　⑶　提出期限は、令和６年５月14日（火）午後５時までとする。

　⑷　質問に対する回答は、令和６年５月17日（金）までに、本県公式ウェブサイトの障がい福祉課ホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称は公開しない。）。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

４　提案書等の提出

⑴　関係書類の配布

　　　提案競技要項、提案競技に係る仕様書及び提案書作成要領については、令和６年４月２日（火）から島根県健康福祉部障がい福祉課の窓口又はホームページにて配布する。

　⑵　提出書類及び部数

ア　提案競技参加申込書（様式１）　１部

イ　宣誓書（様式２）　１部

ウ　提案書（様式３）　10部

エ　経費見積書（任意様式）　１部

　⑶　提案書等の内容

提案書作成要領及び提案競技に係る仕様書による。

　⑷　提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア　提出方法

郵送又は持参による。

イ　提出期限

令和６年５月24日（金）午後５時までに提出すること。

ウ　提出先

９に同じ。

５　提案の選定

⑴　選定方法

ア　別に定める審査会において、あらかじめ定めた審査基準に従い、厳正な審査を行い、最も高い評価点を得た者を契約予定者として選定する。

イ　審査基準

提案競技要項による。

ウ　審査会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

　⑵　審査結果の通知

審査が終了次第、全ての提案者に文書で通知する。

６　提案の無効に関する事項

　　次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

　⑴　参加する資格のない者が提案したとき。

　⑵　所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

　⑶　事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

　⑷　提案者が他人の提案の代理をしたとき。

⑸　その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

７　契約

⑴　契約方法

　　　審査会で選定された者を業務委託予定者とし、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により、随意契約を行う。

　⑵　契約内容

　　　業務委託予定者と協議の上、提案書を踏まえたものとする。

　⑶　契約金額

　　　契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

　⑷　契約保証金

　　　島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第１項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

　⑸　その他の契約事項

　　　契約予定者と協議のうえ定める。

８　その他の留意事項

　⑴　提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

　⑵　提案競技及び契約の手続において使用する言語は日本語とする。

　⑶　提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

　⑷　提出書類は、他の提案者に対して原則非公開とする。

　⑸　提出書類は、返却しない。

　⑹　提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

９　提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

　　郵便番号　690－8501

　　島根県松江市殿町１番地　島根県健康福祉部障がい福祉課　相談支援係

　　電話　0852－22－6009

　　ＦＡＸ　0852－22－6687

　　電子メール　syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp